

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2024（令和6）事業年度原子力発電環境整備機構予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2024（令和6）事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務負担額は、次のとおりである。

第一種最終処分業務勘定 (単位：百万円)

事 項	債務負担限度額	債務負担額
技術開発に必要な経費	2,472	26
概要調査地区の選定に係る調査に必要な経費	367	341
広報活動に必要な経費	475	299
事業管理に必要な経費	131	68
合 計	3,445	735

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

第二種最終処分業務勘定 (単位：百万円)

事 項	債務負担限度額	債務負担額
技術開発に必要な経費	669	7
概要調査地区の選定に係る調査に必要な経費	100	92
広報活動に必要な経費	129	80
事業管理に必要な経費	36	18
合 計	934	198

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2. 総則第3条に規定する経費は役職員給与で、この経費について流用及び予備費の使用は行わなかった。
3. 総則第4条に規定する経費は役職員給与で、この経費について翌事業年度への繰り越しは行わなかった。
4. 総則第5条に規定する収入支出予算の弾力条項の適用は、該当がなかった。
5. 総則第6条に規定する給与等の制限に対しては、該当はなかった。